

社援地発０６０９第１号  
令和 7 年 6 月 9 日

各 都道府県、市区町村 生活困窮者自立支援制度主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長  
( 公 印 省 略 )

子どもの学習・生活支援事業に関するガイドラインについて

子どもの学習・生活支援事業については、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）及び「生活困窮者自立支援法に基づく子どもの学習・生活支援事業の推進について」（平成 31 年 3 月 29 日付け社援地発 0329 第 10 号本職通知）等に基づき実施されているところであるが、本事業の立ち上げ及び支援の質の更なる向上や学習支援と生活支援の一体的実施を促進するため、令和 6 年度の社会福祉推進事業において、「子どもの学習・生活支援事業における学習支援と生活支援の一体的実施等のあり方に関する調査研究」が行われ、今般、これを基に、別紙のとおり「子どもの学習・生活支援事業に関するガイドライン」を取りまとめたので、通知する。

各自治体におかれては、本ガイドラインを参考に、引き続き、地域の実情に応じた、創意工夫のある事業の推進に努めるとともに、関係機関及び関係団体等に広く周知いただくようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的な助言であることを申し添える。